

令和2年度第1回青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会議事録

日 時：令和2年5月28日（木）午後1時30分～午後3時22分

場 所：青梅市役所本庁舎 201、202会議室

出席者：委 員 石川芳彦、小山正俊、安孫子謙三、沖山哲、小林達也、
田邊幸司、宮川武久

理事者 浜中市長

事務局 総務部 小山部長、文書法制課 菅沼課長、
情報公開文書係 大西係長、宮森主事

説明員 福祉総務課 塚本課長、田村係長、
子育て推進課 加藤課長、施設課 山本課長、
住宅課 田島課長、文化課 北村課長、
新病院建設担当 橋本主幹、環境政策課 塚田課長、
高齢者支援課 中村課長、健康課 原島課長、
社会教育課 和田課長

1 開会

2 市長挨拶

3 自己紹介

4 正副会長の選出

(1) 会長の選出

石川芳彦委員

(2) 副会長の選出

小山正俊委員

5 会議について

青梅市附属機関等の設置運営に関する指針にもとづき、会議は原則公開することとし、会議録を作成して、公開請求があった場合は、公表し閲覧に供することについて（提案のとおり決定）

6 諮問事項

(1) 特別定額給付金事務にかかる保有個人情報の本人以外収集および本人通知の省略について

質疑応答

質 問	回 答
市民課から本人以外収集する保有個人情報について、住民基本台帳に記載されている住所、氏名および生年月日のほかに、世帯主情報を収集する必要はないのか。	世帯主情報については必須の情報となるため、収集する。
DV等被害者の支給について、DV被害等の判断根拠について伺う。	DV被害等の判断は、本人からの申出を根拠とする。別居しているという事実だけではDV被害等の扱いにはならない。
成年後見人への対応については、新たに成年後見人の住所等情報を収集するのか。	申請書の送付先の対象は、成年後見人の住所ではなく、あくまでも青梅市の住民基本台帳に登録されている者の住所となる。

採決

採決の結果、「特別定額給付金事務にかかる保有個人情報の本人以外収集および本人通知の省略について」は、本人以外収集する保有個人情報の項目に「続柄」を追加することとし、全員賛成により諮問の内容のとおり決定しました。

(2) 子育て世帯への臨時特別給付金支給事務にかかる保有個人情報の本人以外収集および本人通知の省略について

質疑応答

質 問	回 答
本事務によって収集した情報の取り扱いについて伺う。	本事務において利用する情報は福祉総合システム内に格納されているため、限られた職員のみ取り扱うことができる。また、USBやCDR等の電子媒体に移すことができないものになっている。 なお、福祉総合システムに格納されている情報の切出し、加工および使用業務については、青梅商工会議所に業務委託をしており、青梅商工会議所はシステム管理会社に作業依頼をしている。
臨時特別給付金支給の有無の判断基準について伺う。	判断基準日を令和2年3月31日とし、基準日までに出生し、青梅市に児童手当の申請の届出をした者が対象となる。 ただし、令和2年3月31日までに青梅市から転出した者は対象外となる。

採決

採決の結果、「子育て世帯への臨時特別給付金支給事務にかかる保有個人情報以外の本人以外収集および本人通知の省略について」は、全員賛成により諮問の内容のとおり決定しました。

7 報告事項

保有個人情報取扱事務届出について

質疑応答

(1) 開始届

ア 市保有建物の新築・増築・改修・解体等における近隣住民説明事務

質 問	回 答
説明会時に改めて近隣参加者の情報を取得する必要があるのか、事前に対象者全員に資料を配布して説明会時に参加者に持参していただくという方法はできないのか伺う。	説明会当日に参加者に資料を配りたい。また、説明会に参加できなかった近隣住民の方からの問合せが殺到する可能性があるため、あらかじめ参加できなかった住民を把握するため。
情報収集の対象である「近隣住民」の範囲の定義について伺う。	建物および工事の種別によって対象者の範囲を定めている。

イ 市保有建物の新築・増築・改修・解体等工事に伴う環境調査（家屋調査）事務

当該事務についての質問はなかった。

ウ 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例にもとづく届出事務

当該事務についての質問はなかった。

エ 吉川英治記念館運営事務

オ 吉川英治記念館における資料収集、管理等事務

質 問	回 答
職業職歴や学業学歴の情報を収集する理由について伺う。	職業職歴や学業学歴の情報については収集対象者の任意としている。収集する理由は、ボランティア募集や研究調査等の際の参考にするため。

カ 新病院建設にかかる近隣家屋調査事務

質 問	回 答
保有個人情報の対象者の範囲の根拠について伺う。	東京都財務局が発行している「工事に伴う環境調査要領」にもとづき、家屋の所有者を対象としている。

(2) 変更届

ア 狂犬病予防事務

当該事務についての質問はなかった。

イ 青梅市地域包括支援センター事業

当該事務についての質問はなかった。

ウ 後期高齢者医療健康診査事務

当該事務についての質問はなかった。

エ 特定健康診査・特定保健指導事務

当該事務についての質問はなかった。

オ 図書館事務（図書館資料の貸出、返却、予約、督促等）

当該事務についての質問はなかった。

カ 地方公務員法改正に伴う文言変更について

当該事務についての質問はなかった。

キ 組織改正に伴う担当課変更について

当該事務についての質問はなかった。

(3) 廃止届

ア 青梅市嘱託職員（身体障害者）申込事務

イ 地域保健福祉センター管理事業（高齢者支援課）

ウ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事務

8 その他

事務局より、次回審議会開催（令和2年8月下旬頃予定）の報告を行なった。

委員より、保有個人情報取扱事務届出書が実施期日から遅れて提出されることが多いので、事務局を通じて各課に対して再度見直しを行うように通知を出していただきたいとの意見があった。

9 全体を通しての意見

委員から、今回変更届のあった図書館事務（図書館資料の貸出、返却、予約、督促等）の個人情報記録項目における「性別」情報の削除のように、性自認を理由とする偏見や差別の解消等、人権尊重の観点からの配慮がより一層求められてくるのではないだろうかとの意見が出た。

10 閉 会